

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日会社Aに派遣社員として登録し、同年〇月〇日からB県C市所在のD会社B事業所（以下「D」という。）に、平成〇年〇月〇日からはE会社B事業所（以下「E」という。）にそれぞれ派遣され、主にシステム関係の保守業務に従事していた。その後、同年〇月〇日Dの正社員となり、同年〇月〇日からEに出向した後、平成〇年〇月〇日Dに復帰した。

請求人によると、かねてから処遇面の改善を含めてEへの転籍を希望しており、その旨を上司に伝えていたが、平成〇年〇月に確認したところ、同年〇月にDとEが組織統合することにより転籍は不可能であると告げられ、この時期から物忘れや偏頭痛、不眠の症状が現れ、通勤時に職場に近づくとイライラしだし、働く意欲を失うようになったとしている。請求人は、平成〇年〇月〇日、F診療所に受診したところ「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期については、請求人は平成〇年〇月末頃に精神障害を発病したと主張しているが、当審査会は、同人の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、平成〇年〇月頃にICD-10の「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 上記2に掲げる申立書及び公開審理における請求人の主張を基にして、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷について検討すると、次のとおりである。

#### ア 転籍について

請求人は処遇改善のため上司のGにEへの転籍希望を伝えたものの、結果的に転籍は実現しなかった。この出来事については、当審査会においても、

その心理的負荷の強度は「中」とすることが妥当であると判断する。

イ 同僚のHとの口論について

請求人は、平成〇年〇月頃、(パンチャー)生産ライン停止への対応(Hが勝手にシステム変更をし、騒ぎになった後に勝手にシステムを元に戻したことでトラブルが解除された。)に端を発して、Hから謝罪がなかったことから工場内ではつかみかかる寸前の口論になったことがストレスとなったと主張している。当該出来事は、心理的負荷評価表の具体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」に該当(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)すると考えられるが、その経緯や同僚IやHの申述及びトラブルの程度に鑑みると、「弱」になる例の「業務をめぐる方針等において、同僚との考え方の相違が生じた」に該当すると考えることが相当である。

ウ 新規プロジェクト業務への参加について

請求人は、新規プロジェクトの仕事が最も忙しかったのは評価期間内である平成〇年〇月～〇月頃であり、同時期に構築した新規システムへの動作テストや本番運用、さらには、発生した不具合対応に指示書の修正等、煩雑かつ困難を極めたものであり、仕事の内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事として評価の対象にすべきである旨主張する。

一件記録による限り、新規プロジェクト業務は平成〇年〇月頃から始まったものと認められるところ、同出来事については、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)のbに説示するとおり、心理的負荷評価表の具体的出来事の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」として評価することが妥当であると判断する。しかし、請求人の新規プロジェクト業務において果たした役割に鑑みると、当該出来事の心理的負荷の強度は「中」とあるとの審査官の結論は妥当であると判断する。

エ 職場におけるモラルの欠如について

請求人は、職場で日常的に繰り返されるモラルに欠ける言動や誹謗中傷にショックを受けたと主張している。請求人が主張する誹謗中傷の内容に関しては、Jによる「請求人がミスをして工程がストップしたりすると、工程作業員からパワハラと思えるほどの誹謗・中傷が請求人に対して飛んでくるが、請求人も言い返していた。」との申述がある。しかし、こうした言動が行われた時期については不明であり、仮に、発病前6か月間における出来事であ

ったとしても、業務上で生じたトラブルに係るその場限りのやり取りであり、請求人個人に対する誹謗・中傷とは言えないものと思料される。これ以外に請求人に対する直接的な誹謗中傷は確認できないことから、当審査会としては、請求人が主張するこうした出来事があったことを認めたとしても、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)のdに説示するとおり、心理的負荷評価表の具体的出来事の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の「弱」の例「複数の同僚等の発言により不快感を覚えた(客観的には嫌がらせ、いじめとはいえないものも含む)」に該当するとの結論は妥当であると判断する。

オ 上司のGとの口論について

請求人は、請求人が上司のGにHをきちんと指導するよう求めたところ、口論になり、Gが言い方が気に入らないなどと激昂して椅子を蹴飛ばすなどしたと主張している。しかし、当該出来事が起きた時期は、平成〇年〇月頃のことであり、精神障害発病後の出来事であることから、心理的負荷の評価の対象とはならない。

カ 以上のことから、業務による心理的負荷の出来事が複数あり、「中」が2つ、「弱」が2つとなるが、その全体評価については、「中」とすることが妥当であると判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右しない。したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は、「強」には至らないことから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。